

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	24	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	事業再生に係る固定資産税の特例の創設		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合には、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう、資産査定に基づく評価損について損金算入が認められており、当該査定結果が活用されているところ。</p> <p>一方、固定資産税の課税標準の算定においては、合理的な再生計画において、再生企業が保有する建物等について適正な資産査定がなされる場合においても、当該査定結果が活用されていない。このため、例えば、実質的に稼動していない建物等であっても、課税対象となる評価額が実際の価値よりも高く評価され、事業再生や地域の面的再生の障害となっているケースが生じている。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>「合理的な再生計画」※の下、資産査定が行われている場合には、減価償却資産（建物・設備等）に係る固定資産税の軽減措置を認めること。</p> <p>※ 法的整理に則り作成された計画並びに中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び事業再生実務家協議会等の準則に則り作成された計画をいう。</p>		
関係条文	地方税法第249条、第249条の2		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>事業再生の一層の促進と地域の面的再生の促進を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合には、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう、資産査定に基づく評価損について損金算入が認められており、当該査定結果が活用されているところ。</p> <p>一方、固定資産税の課税標準の算定においては、合理的な再生計画において、再生企業が保有する建物等について適正な資産査定がなされる場合においても、当該査定結果が活用されていない。このため、例えば、実質的に稼動していない建物等であっても、課税対象となる評価額が実際の価値よりも高く評価され、事業再生や地域の面的再生の障害となっていることから、合理的な再生計画の下、資産査定が行われている場合には、減価償却資産（建物・設備等）に係る固定資産税の軽減措置を認めることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 5. 経済財政政策の推進 【施策】 ⑤「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化の推進
	政策の達成目標	事業再生の一層の促進と地域の面的再生の促進を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	合理的な再生計画を策定できる事業者を見込んでいる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	これまで再生が困難な事業者についても、再生計画の策定が期待され、事業再生の一層の促進と地域の面的再生の促進が図られる
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	これまで再生が困難な事業者についても、再生計画の策定が期待され、事業再生の一層の促進と地域の面的再生の促進が図られる
	ページ	24—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本年度からの要望である。</p>